

## 講演会「転換期における中国ビジネス法務の現状と展望」を開催

期 間： 2017年10月31日(火)

場 所： 経団連会館

来 賓： 劉 新 宇 北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士  
中国政法大学大学院 特任教授

経済広報センターは10月31日、金杜法律事務所（中国・北京市）パートナー弁護士の劉新宇氏を招き、「転換期における中国ビジネス法務の現状と展望」と題する講演会を開催した。同法律事務所は、弁護士2500名を擁し、東京を含む世界27カ所に拠点を構え、中国事業に関するコンサルティングを行っている。そのうち対中投資や会社法務等に関し、日本語でリーガルサービスに対応する弁護士は40名に上る。

劉氏はまず、「中国政府は外国投資審査制度の改革などにより、対中直接投資関連手続きの簡略化を推進している」と、規制緩和の動きを説明した。加えて、自由貿易試験区の継続的な拡大により、外資系企業の事業環境が改善していることに触れたうえで、「昨年後半以降、日系企業による新規投資が回復しつつある」と述べた。

また劉氏は、「日系企業は、監督官庁たる①工商行政管理局（日本の法務局に相当）、②税関、③発展改革委員会（価格カルテル関連当局）、④税務局、⑤外貨管理局（外国為替管理当局）、⑥環境保護局—による緊急立ち入り調査等の対応には、十分留意すべきだ」と強調。とりわけ、商業賄賂、不正競争行為に関する問題や、近年強化される税関査察への対処も極めて重要であり、専門性の高い弁護士を活用することにより、当局との関係を円滑化できるとした。



中国企業内で共産党組織を設ける動きについては、「社内の党組織の定義や機能、運営方法の定款への盛り込み方がポイント」と述べた。あわせて、第19回共産党全国代表大会にも触れ、最近注目されるインターネット安全法や今後の法令制定・改正の動向（不動産税法、関税法、土地管理法等）を紹介し、「継続して最新情報を把握し変化に備えるべきだ」と締めくくった。

以 上